盛岡市ごみ減量化行動計画
第４期
令和７年度～８年度

～ごみ減量は一人ひとりの取組から～

令和７年３月

盛岡市

目次

第１　計画策定の趣旨
１　盛岡市ごみ減量化行動計画について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２
２　計画の位置付け‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
３　計画期間‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
４　計画の進行管理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
５　盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）について‥４
６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と行動計画のつながり‥‥‥‥７

第２　ごみ処理の現状と課題
１　ごみ処理の現状‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥８
２　ごみの排出量の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥９
３　家庭ごみの組成分析調査（盛岡地域３定点平均）‥‥‥‥‥‥‥10
４　事業系ごみの搬入物調査‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥13
５　地区別データ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥14
６　令和４年度～令和６年度の取組から見えてきたこと‥‥‥‥‥‥16

第３　知ることがごみ減量の第一歩
１　ごみ出し三原則を守りましょう‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥18
２　ルールを守らなければどうなるでしょう？‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥18
３　盛岡市の目指す姿へ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥19

第４　ごみの減量に向けた取組（令和７年度～８年度）
施策一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥20
１　重点施策（市民、事業者、市の取組）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥22
２　家庭ごみの減量について（市民、市の取組）‥‥‥‥‥‥‥‥‥27
３　事業系ごみの減量について（事業者、市の取組）‥‥‥‥‥‥‥31
４　施策、効果を計る指標、スケジュール‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥33

第１　計画策定の趣旨

１　盛岡市ごみ減量化行動計画について

大量生産・大量消費型の社会から、廃棄物の発生抑制、分別することで資源にすることができるものの循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成が、社会全体の責務となっています。

ごみの問題は、我々の生活に直接影響する身近な問題です。特に近年、プラスチックごみについては、海洋プラスチック問題、廃プラスチックの禁輸措置、バーゼル条約による規制などを背景に、国際的にも大きな問題になっています。同様に、食品ロスの削減は、ＳＤＧｓの目標の一つになっている一方、日本において年間472万トン[1)]排出されていることから、重大な問題として社会的に取り上げられています。

国においては、平成13年１月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、その後、各種家電、建設資材、自動車、容器包装など個別の品目についてリサイクル法が制定されました。令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和２年６月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布となり、さらなる循環型社会の対策が進められることになりました。

盛岡市のごみ処理の現状については、市民の皆さんの御協力によりごみの総排出量は減少してきている状況です。しかし、市民の皆さんのごみの出し方の状況は、まだまだ分別の徹底が図られていない、排出時間や出し方のマナーが守られていないという実態があります。「ごみ」は毎日生活していく中で必ず出るものであり、排出する全市民が責任者です。ごみ出し三原則「分別」、「日時」、「場所」を守ることは、決して難しいものではなく、一人ひとりが実践することで、ごみの減量、そして住みよいまちづくりに必ずつながります。

盛岡市は、循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・市の三者が一体となり実践的に取り組む「盛岡市ごみ減量化行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、ごみ減量・資源化の推進を図ります。

1）　農林水産省（2024）「日本の食品ロスの状況（令和４年度）」

2)

食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいうのん。

食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまうのん。

2）　農林水産省「食品ロス削減国民運動のロゴマーク（ろすのん）」

２　計画の位置付け

行動計画は、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨にのっとり策定した、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民、事業者及び市の三者連携による自発的なごみ減量・資源再利用行動の実践に向けた指針とするものです。

この計画を実行性あるものとするためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、実践行動を進めていかなくてはなりません。

３　計画期間

行動計画は、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和８年度）」の推進に向け、重点的に取り組む施策を設定し、「選択と集中」により施策を展開するとととともに、施策効果を分析・検証しながら見直しを図るため、計画期間を２～３年として取り組みます。

第１期は平成29年度～令和元年度の３年間、第２期は令和２年度～令和３年度の２年間、第３期は令和４年度～令和６年度の３年間として取り組み、進捗状況の評価、見直しを行いました。第４期は、これらの評価・見直し事項に基づき、令和７年度～８年度の２年間として取り組みます。また、計画期間中においても、状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

４　計画の進行管理

行動計画に従って実施するごみ減量施策の進捗状況の把握や、市民、事業者及び市の三者で取り組むごみ減量実践行動の成果、ごみ排出量の削減などについて、「盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議」において点検・評価を実施し、施策の見直しや優先順位等の検討を継続して行います。

５　盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）について

(1) 計画について

盛岡市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第６条第１項「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」の規定に基づき策定する盛岡市の一般廃棄物処理等のマスタープランであり、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されています。

(2) 基本理念と三者の役割

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の基本理念は次のとおりとしています。

「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」

基本理念である「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」の実現のために、市民、事業者及び市の三者が一体となって取り組むことが必要です。

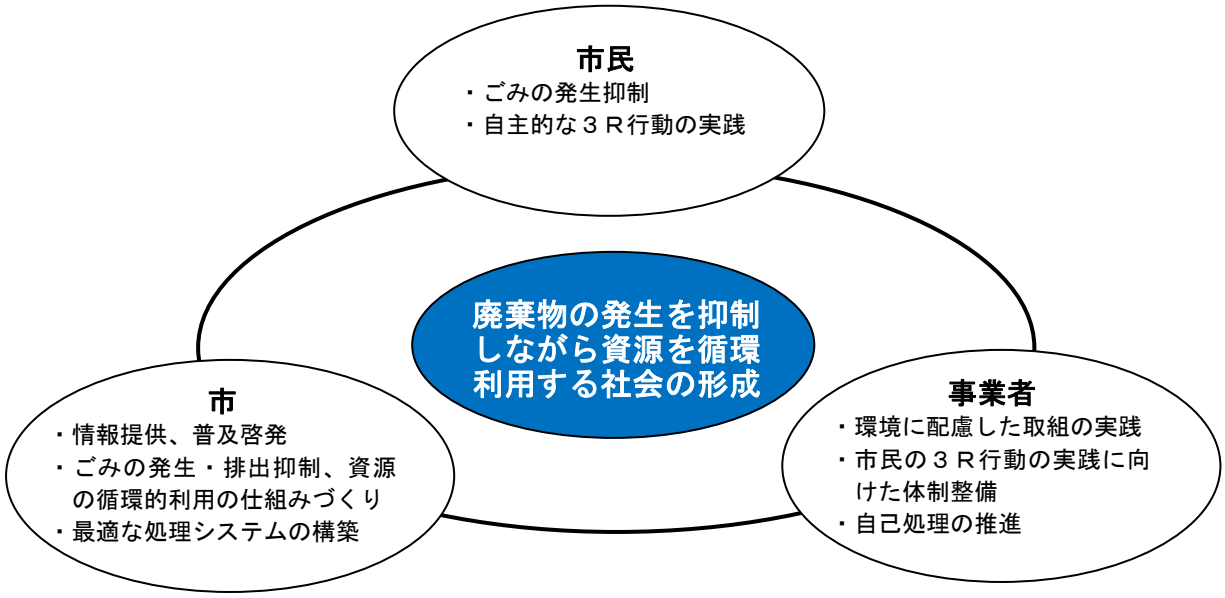

図　市民、事業者及び市の役割

(3) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）と行動計画の関係

盛岡市一般廃棄物処理基本計画では、基本方針として「ごみの発生・排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「環境負荷の少ない効率的なごみ処理事業の推進」を掲げています。行動計画では、その方針に基づき、市民、事業者及び市が一体となって行うごみ減量・資源再利用施策の具体的取組を定め、その実践により、ごみ減量目標の達成を目指すものです。

(4) 数値目標

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）では、平成29年度から令和８年度までのごみ減量の数値目標を次のように定めています。

①家庭ごみの目標

計画目標年度（令和８年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

・１人１日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）を約11%（約55ｇ）減量します

※令和８年度の目標値には、家庭系食品ロス減量分を含んでいます。

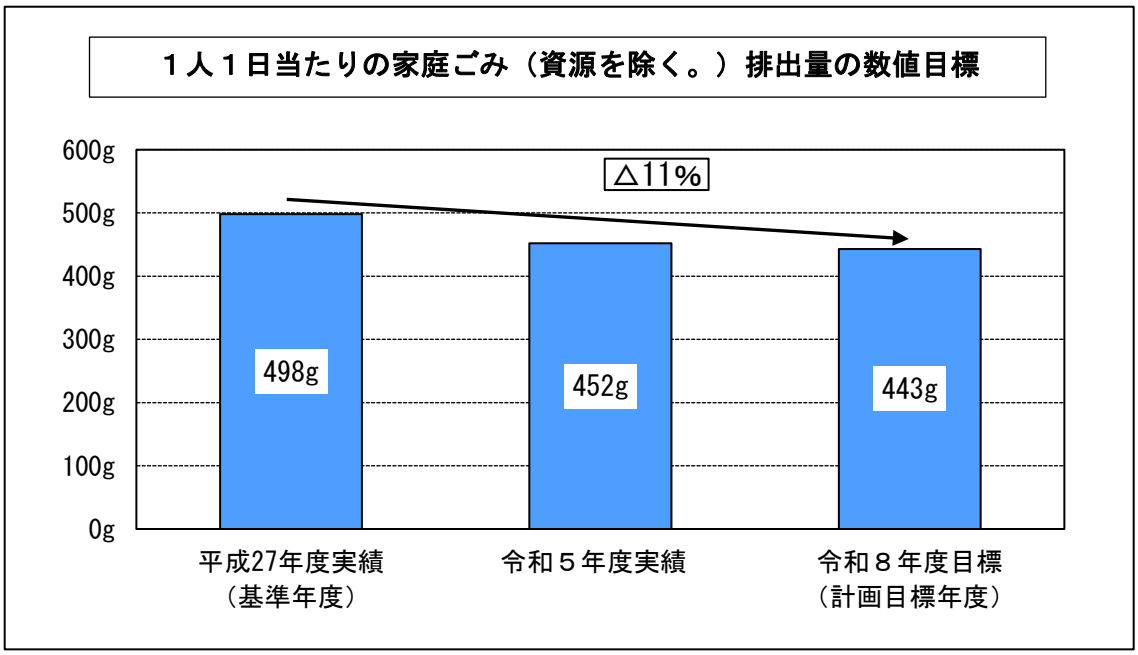

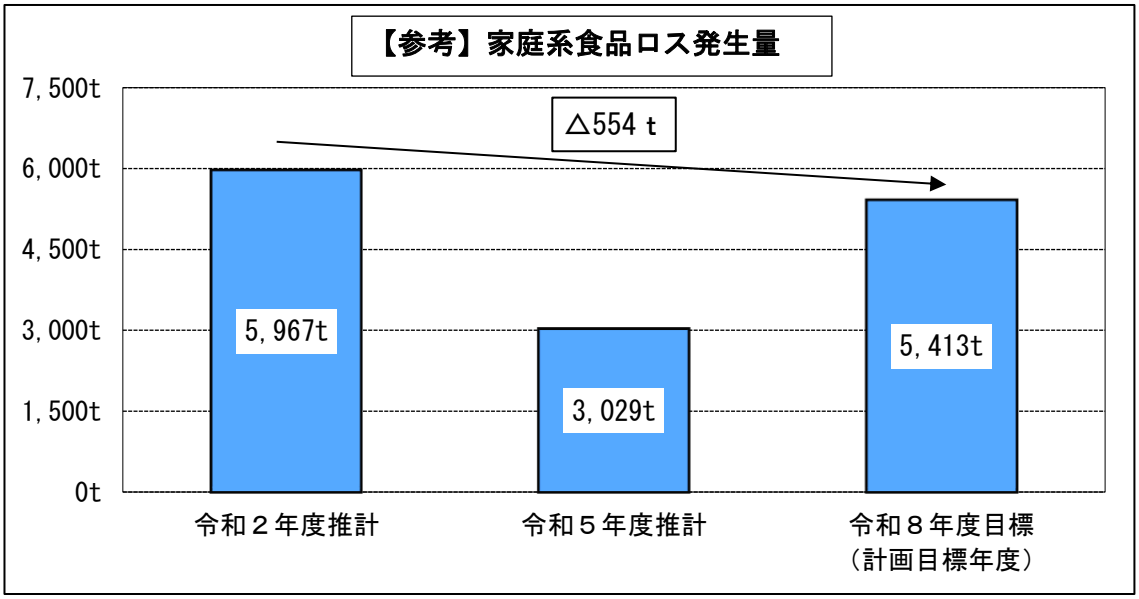

②事業系ごみの目標

計画目標年度（令和８年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

・事業系ごみ排出量を約11%（約4,900ｔ）減量します

※令和８年度の目標値には、事業系食品ロス減量分を含んでいます。

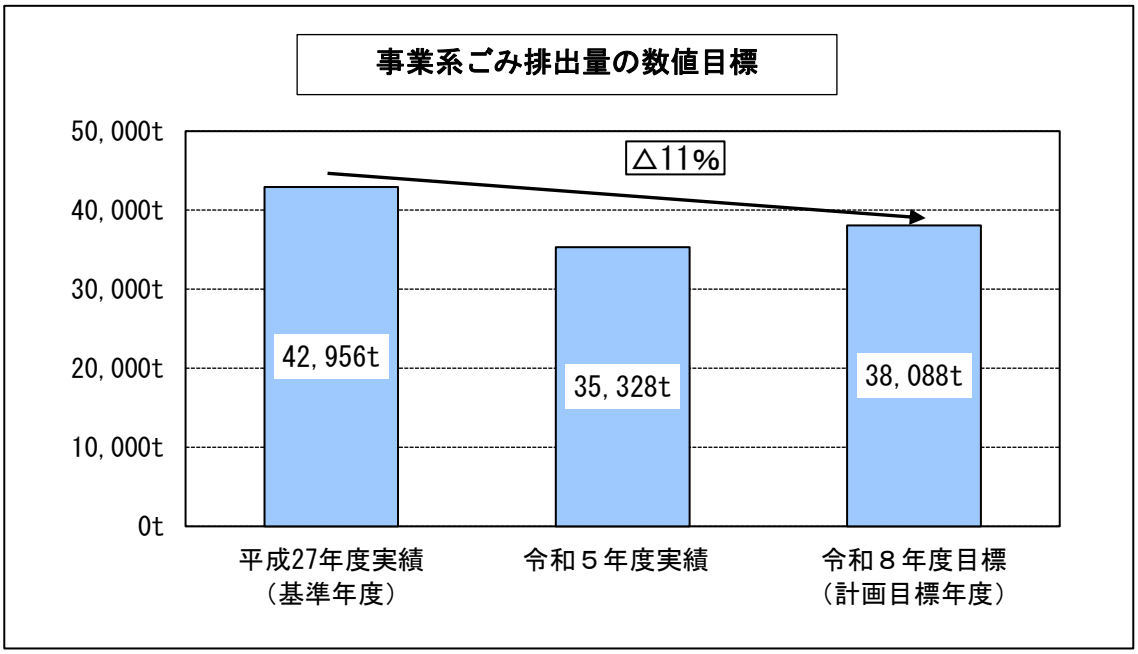

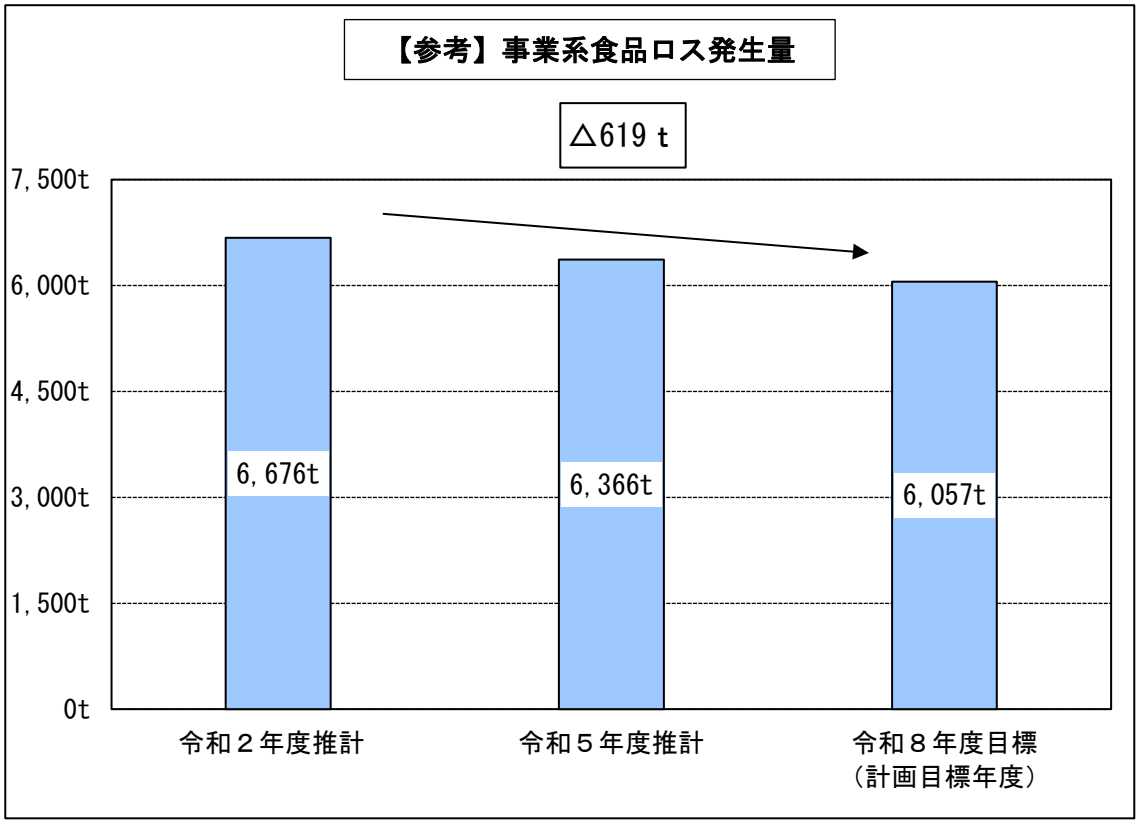

６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と行動計画のつながり

(1) 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

2015（平成27年）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。この「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；ＳＤＧｓ）」は、発展途上国のみならず、日本を含む先進国も取り組む国際目標として17のゴール・169のターゲットが設定されています。

【出典】持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際連合広報センター

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(2) 行動計画とＳＤＧｓ

行動計画を推進することにより、次のＳＤＧｓの取組につながります。

第２　ごみ処理の現状と課題

１　ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量は基準年度（平成27年度）から減少しています。

資源を除く家庭ごみの排出量については、中間目標年度である令和３年度までの数値目標が１人１日当たり５％（約25ｇ）減量（平成27年度実績比）に対し、令和３年度実績では3.4％（17ｇ）の減量にとどまりましたが、計画目標年度である令和８年度までの数値目標が１人１日当たり11％（約55ｇ）減量（平成27年度実績比）に対し、令和５年度実績では9.2％（46ｇ）の減量となっています。

事業系ごみの排出量については、中間目標年度である令和３年度までの数値目標が排出量を５％（約2,150ｔ）減量（平成27年度実績比）に対し、令和３年度実績では17％（7,317ｔ）の減量となっています。

(2) ルールが守られていないごみ排出が見受けられます。

ごみ出し三原則（分別する・日時を守る・決められた場所を利用する）を市民一人ひとりが実践することで、生活環境の保全やごみ減量・資源再利用の推進につながります。しかしながら、まだ一部では守られていない実態があります。

また、市が実施している組成分析の結果では、家庭の可燃ごみの中には22％程度の資源の混入が確認されており、分別の徹底によるごみ減量の余地があります。

(3) ごみ処理には多くの税金が使われています。

ごみ処理を行うため、約34億円の税金が使われています（令和５年度実績）。これをごみの総排出量から試算すると、１トンのごみを処理するために約３万６千円、市民１人当たりに換算すると年間約１万２千円の税金となります。

(4) 最終処分場の容量には限りがあり、最終処分量の低減を図る必要があります。

盛岡地域の最終処分場は、残余容量を最大限利用するため、周囲の堰堤のかさ上げ工事を順次行っています。都南地域の最終処分場では、掘り返しを行い溶融スラグとして処理をしているものの、残余容量が減少しているため、焼却灰の一部を民間の施設において処分しています。最終処分場を長く使うため、ごみの減量や分別の徹底によるリサイクルを推進する必要があります。

２　ごみの排出量の推移

(1) ごみの総排出量（資源を含む。）

ごみの総排出量は、基準年度である平成27年度と比較して、令和５年度実績は16.6%（19,014ｔ）の減量となっています。また、この内、家庭ごみは13.7%（7,416ｔ）、事業系ごみは17.8%（7,628ｔ）減量となっています。

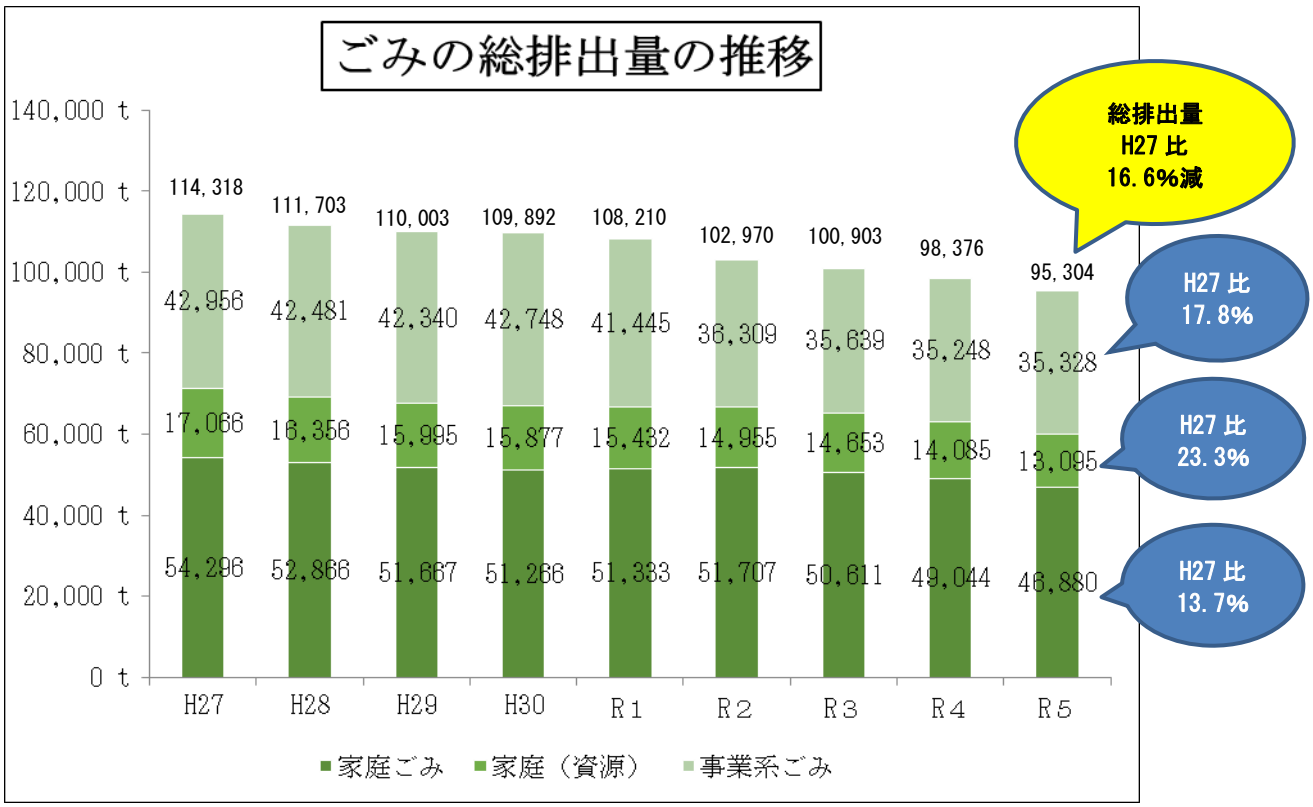

(2) １人１日当たりの家庭ごみ（資源を除く。）の排出状況

１人１日当たりの家庭ごみ（資源を除く。）の排出状況は、「令和８年度までに１人１日当たり11%（約55ｇ）減量」の目標に対し、令和５年度実績は9.2%（46ｇ）の減量となっています。

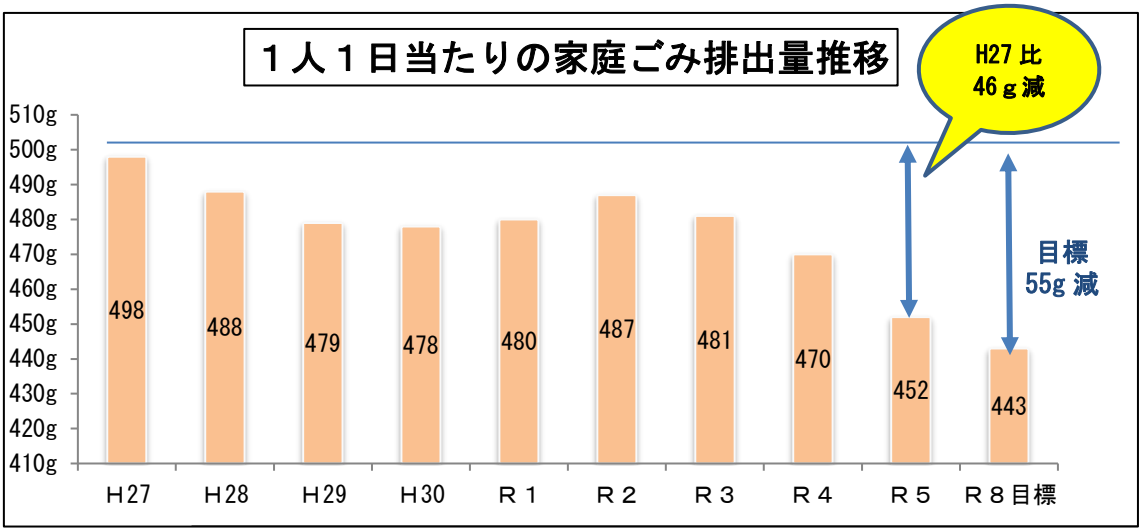

３　家庭ごみの組成分析調査（盛岡地域３定点平均）

平成27年度～令和５年度の家庭ごみの組成分析調査（サンプル調査）結果から、可燃ごみの中には、重量比で21～26%、また、不燃ごみの中には、重量比で10～13%、分別すれば資源となるものが含まれていることが確認されています。

(1)　可燃ごみ組成分析調査結果

可燃ごみの中には、分別すれば資源※となるものが22%程度含まれています。

※資源：古紙、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、店頭回収（ペットボトル、牛乳パック、食品トレイ、卵パック等）

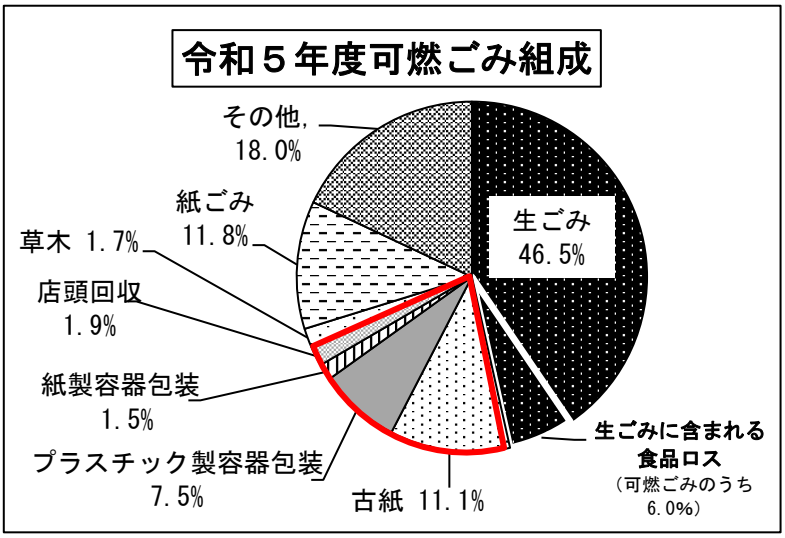

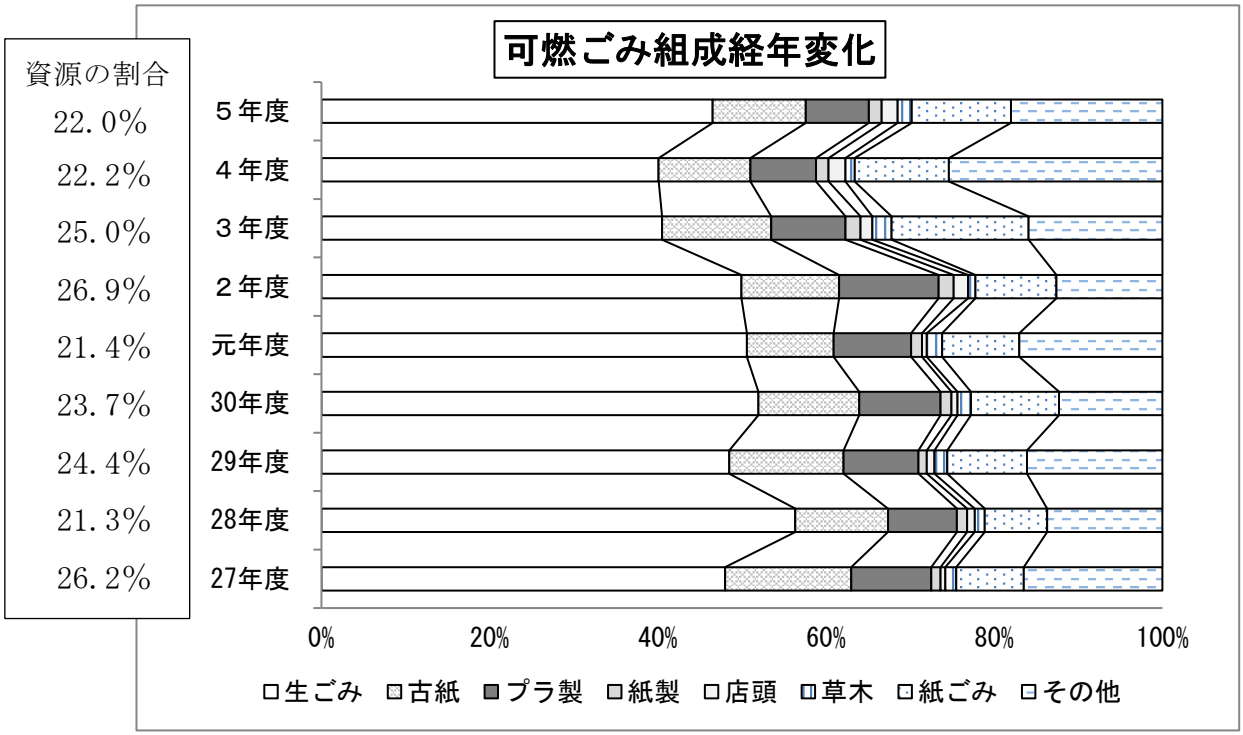

(2) 可燃ごみに含まれる生ごみ組成分析調査結果

可燃ごみに含まれる生ごみには、食品ロスと呼ばれる、食べ残し及び直接廃棄が、13%程度含まれています。

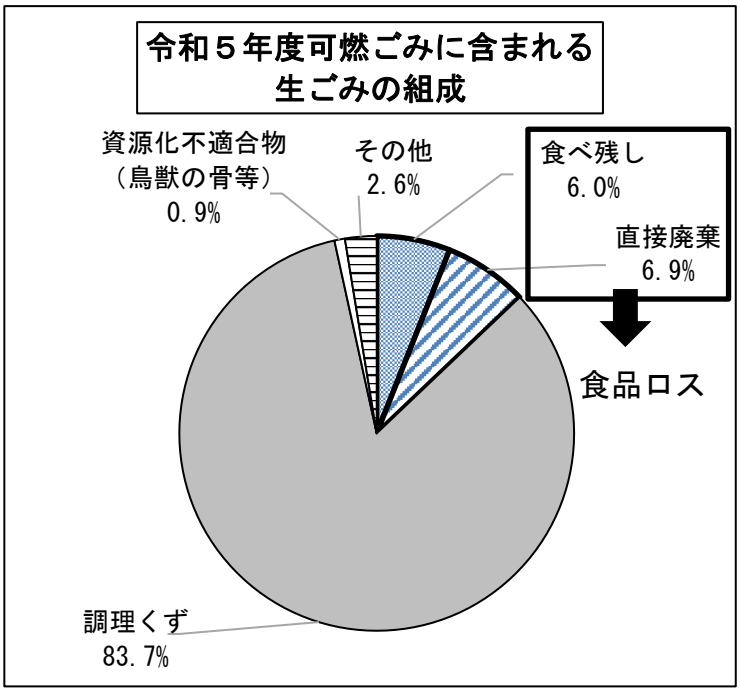

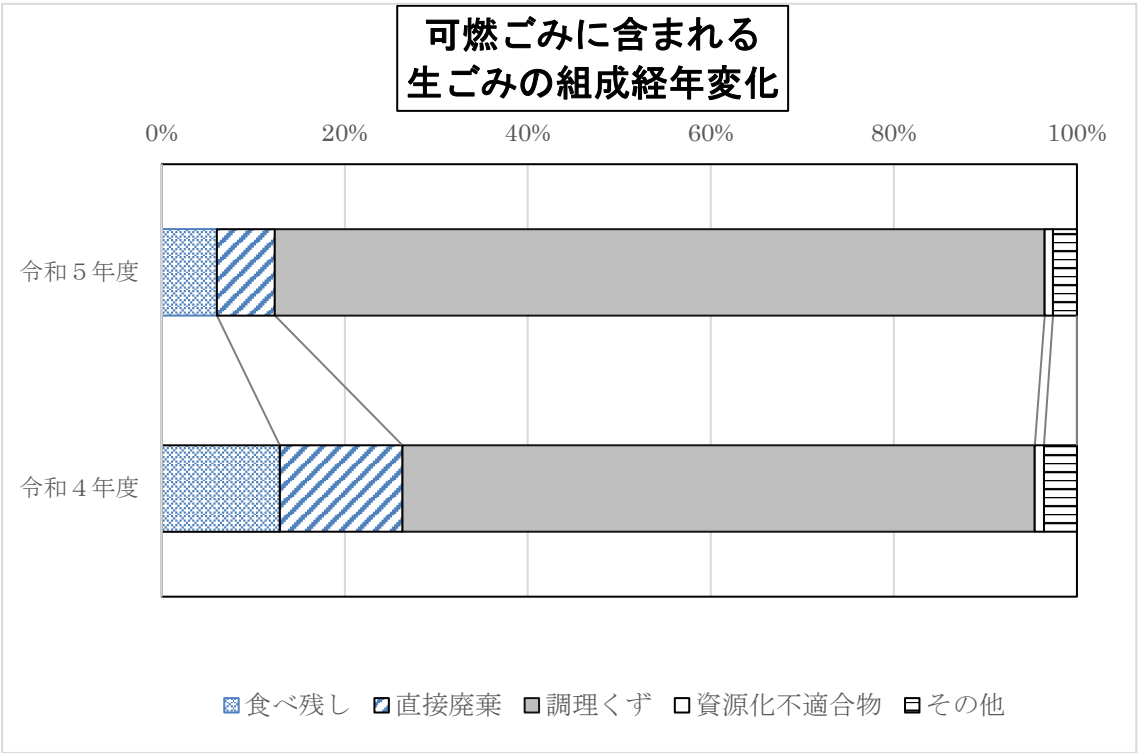

(3) 不燃ごみ組成分析調査結果

不燃ごみにも、分別すれば資源※となるものが12%程度含まれています。

※資源：その他の資源（びん、缶等）、プラスチック製容器包装

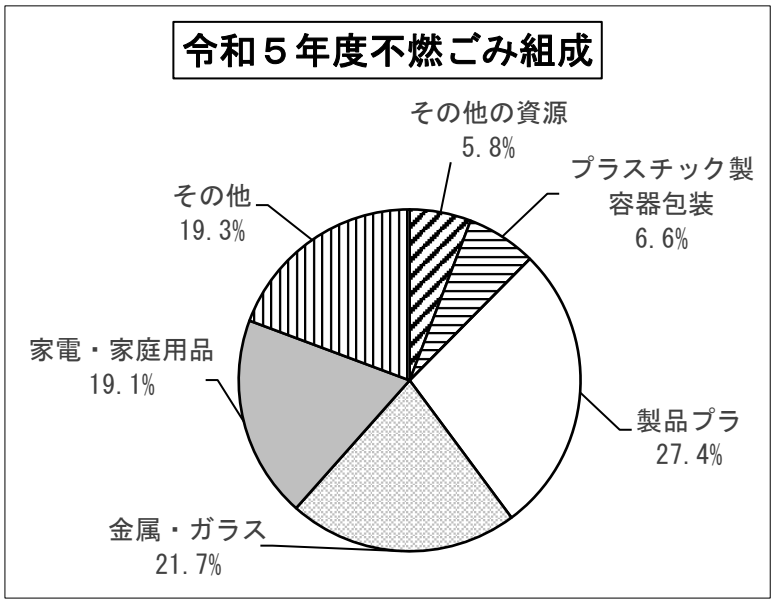

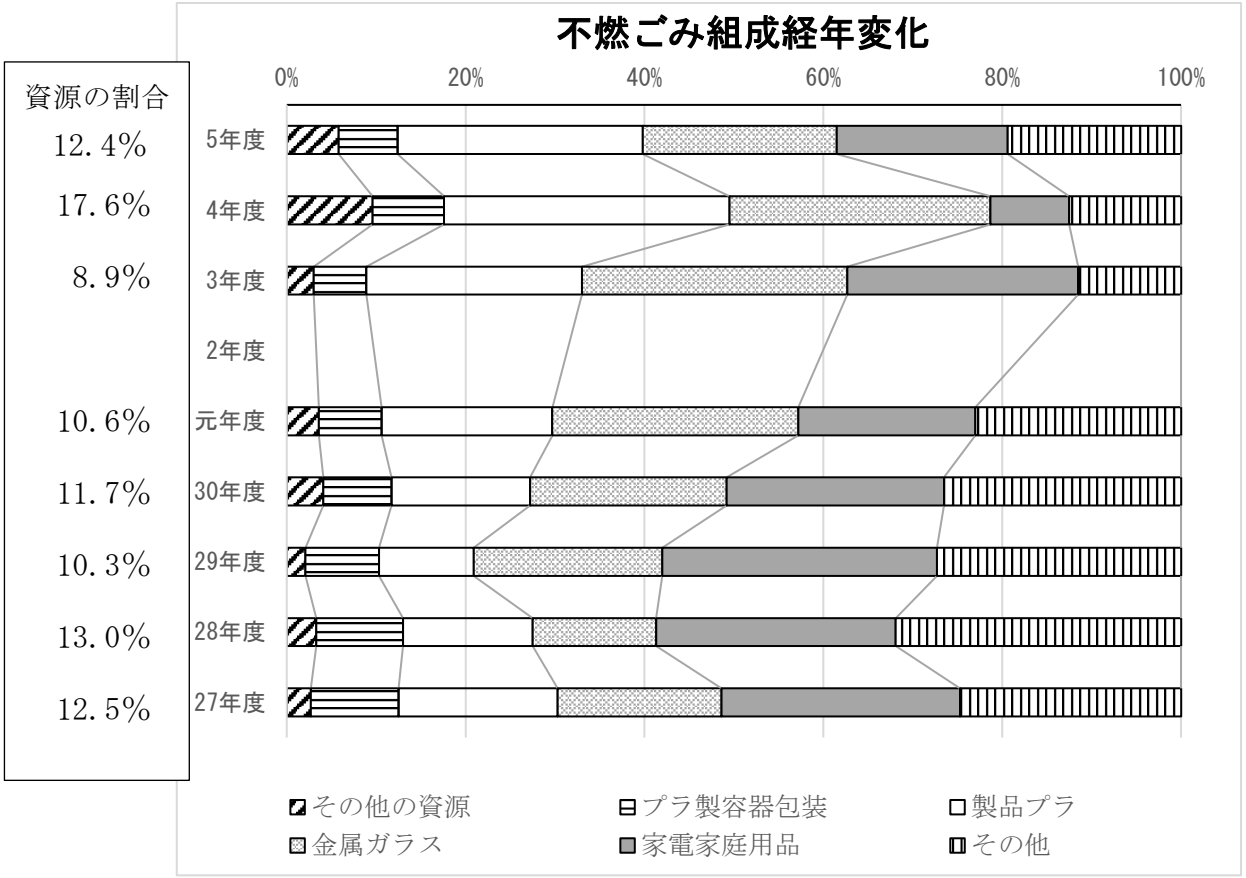

※　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う調査の縮小により未実施。

４　事業系ごみの搬入物調査

平成27年度から事業系ごみの組成分析調査（サンプル調査）を行い、事業者のごみ排出の傾向を調査した結果、資源としてリサイクルすることのできる古紙類が多く混入していることが判明しました。事業系ごみの減量を進めるためには、古紙類及び分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）を適正に処理する必要があるため、令和２年度から事業系古紙類の搬入規制及び搬入物の調査を行っています。

クリーンセンターに搬入される事業系ごみには、分別すれば資源となる古紙類等や適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）が含まれていますが、事業系古紙類の搬入規制実施前の令和元年度と比較すると減少しています。

令和元年度の事業系可燃ごみ組成分析調査結果

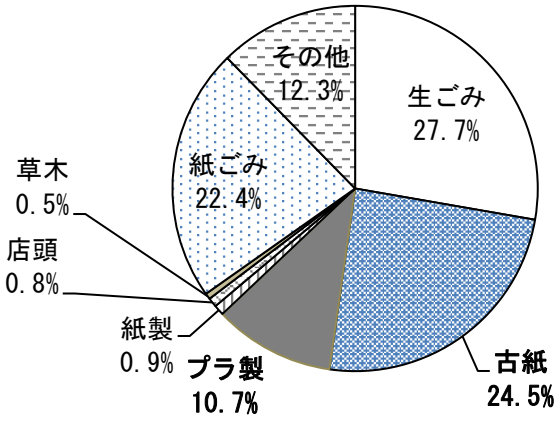

令和５年度の事業系ごみ搬入物調査結果

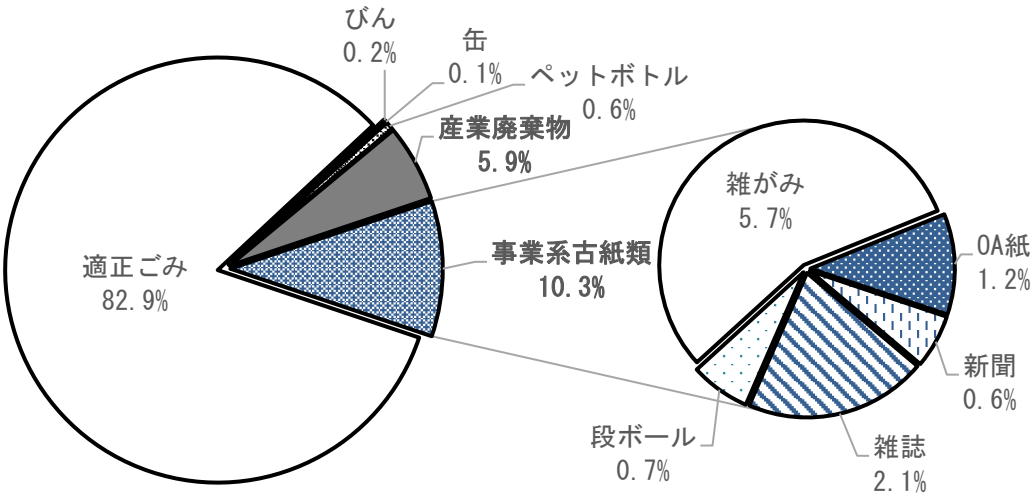

５　地区別データ

市では、平成29年６月からごみの収集方法を見直し、地区ごとにごみの排出量を把握できるようになりました。盛岡地域の23コミュニティ推進地区に都南地域と玉山地域を合わせた25の地区ごとに、「１人１日当たりの家庭ごみ排出量」、「組成分析調査の結果」、「可燃ごみ排出状況調査の結果」を整理したものが地区別データです。資源とごみについての現状や課題を市民一人ひとりが身近な「じぶんごと」として感じてもらうことを目的に、地区ごとにごみ排出量や分別の状況を公表し、地区の状況に合わせた取組を推進します。

令和４年度と令和５年度の地区別データの実績を次表に示します。

【地区別データ実績一覧表】

地区・地域名	ごみの量の状況 ①　家庭ごみ排出量 １人１日当たり排出量			
評価区分	A＋　443ｸﾞﾗﾑ以下（R8年度目標達成） A　473ｸﾞﾗﾑ以下（R3年度目標達成） B　473ｸﾞﾗﾑ超～498ｸﾞﾗﾑ以下 C　498ｸﾞﾗﾑ超～523ｸﾞﾗﾑ以下 D　523ｸﾞﾗﾑ超			
	令和４年度		令和５年度	
①　仁王地区	485.2ｸﾞﾗﾑ	B	474.8ｸﾞﾗﾑ	B
②　桜城地区	498.8ｸﾞﾗﾑ	C	476.8ｸﾞﾗﾑ	B
③　上田地区	430.7ｸﾞﾗﾑ	A＋	407.4ｸﾞﾗﾑ	A＋
④　緑が丘地区	464.0ｸﾞﾗﾑ	A	446.8ｸﾞﾗﾑ	A
⑤　松園地区	536.7ｸﾞﾗﾑ	D	514.4ｸﾞﾗﾑ	C
⑥　青山地区	488.9ｸﾞﾗﾑ	B	472.7ｸﾞﾗﾑ	A
⑦　みたけ地区	490.6ｸﾞﾗﾑ	B	471.0ｸﾞﾗﾑ	A
⑧　北厨川地区	441.7ｸﾞﾗﾑ	A＋	425.4ｸﾞﾗﾑ	A＋
⑨　西厨川地区	508.9ｸﾞﾗﾑ	C	493.1ｸﾞﾗﾑ	B
⑩　土淵地区	511.1ｸﾞﾗﾑ	C	477.8ｸﾞﾗﾑ	B
⑪　東厨川地区	494.8ｸﾞﾗﾑ	B	466.4ｸﾞﾗﾑ	A
⑫　城南地区	558.2ｸﾞﾗﾑ	D	531.6ｸﾞﾗﾑ	D
⑬　山岸地区	541.2ｸﾞﾗﾑ	D	527.5ｸﾞﾗﾑ	D
⑭　加賀野地区	426.6ｸﾞﾗﾑ	A＋	421.1ｸﾞﾗﾑ	A＋
⑮　杜陵地区	552.6ｸﾞﾗﾑ	D	554.5ｸﾞﾗﾑ	D
⑯　大慈寺地区	522.0ｸﾞﾗﾑ	C	496.6ｸﾞﾗﾑ	B
⑰　米内地区	515.1ｸﾞﾗﾑ	C	507.6ｸﾞﾗﾑ	C
⑱　仙北地区	484.7ｸﾞﾗﾑ	B	464.0ｸﾞﾗﾑ	A
⑲　本宮地区	466.9ｸﾞﾗﾑ	A	454.8ｸﾞﾗﾑ	A
⑳　太田地区	567.4ｸﾞﾗﾑ	D	538.9ｸﾞﾗﾑ	D
㉑　つなぎ地区	426.2ｸﾞﾗﾑ	A＋	396.7ｸﾞﾗﾑ	A＋
㉒　中野地区	495.9ｸﾞﾗﾑ	B	476.1ｸﾞﾗﾑ	B
㉓　簗川地区	449.2ｸﾞﾗﾑ	A	414.8ｸﾞﾗﾑ	A＋
㉔　都南地域	429.0ｸﾞﾗﾑ	A＋	416.0ｸﾞﾗﾑ	A＋
㉕　玉山地域	514.0ｸﾞﾗﾑ	C	513.0ｸﾞﾗﾑ	C

令和４年度と令和５年度の結果を比較すると、「１人１日当たりのごみ排出量」が増加したのは１地区のみであり、その他全ての地区では減少しています。また、すでに令和８年度の目標を達成している地区は、５地区から６地区に増加しました。

地区別データの実績は、市公式ホームページへの掲載や、各種会議・懇談会において市民の皆さんにお知らせしているほか、地域では啓発物の作成等に活用されている事例もあります。

また、平成30年度実績に基づき、地区別データと各地区の年代別人口や、借家・持ち家の割合などの統計情報を用いて分析を行い、その特徴ごとに25の地区を５つに分類しました。

地区の特徴ごとに、効果が期待される取組は異なります。各種会議や懇談会を通じて、市民の皆さんと意見交換をしながら、各地区の特徴に合わせた取組を提案し、実践されるよう働きかけを行うとともに、地域住民と市が一体となった取組を目指します。

【タイプ類型ごとの該当地区と特徴】

タイプ名	該当地区	特徴
商業地域タイプ	仁王地区、桜城地区、西厨川地区、城南地区、杜陵地区、仙北地区	分別状況は良好ですが、ごみの排出量が多い傾向があります。事業者が多い地域であるため、地域のごみ集積場所に事業系ごみが出されていることが一因と考えられます。
コミュニティタイプ	緑が丘地区、つなぎ地区、簗川地区	持ち家の割合が高いため、地域内での周知・啓発が行き届きやすいことや、分別のスペースを確保しやすいことが、ごみの少なさと分別の良好さにつながっていると考えられます。
在宅生活タイプ	松園地区、青山地区、土淵地区、山岸地区、加賀野地区、玉山地域	持ち家の割合や高齢者、子どもの割合が高いことから、家で過ごす時間が長く、ごみの排出量が多いと考えられます。分別のためのスペースや時間を確保しやすい世帯が多いことから分別状況が良好であると推測されます。
農業地域タイプ	上米内地区、太田地区	郊外で敷地が広い家が多く、庭木の手入れなどにより、草木が多く排出される傾向があるのではないかと分析しています。このことが、ごみ排出量が多くなっている一因であると考えられます。
借家タイプ	上田地区、みたけ地区、北厨川地区、東厨川地区、大慈寺地区、本宮地区、中野地区、都南地域	借家の割合が高く、１人暮らしの学生や働いている方が多いと思われる地域です。アパート等では分別スペースを十分に取りにくいことが、分別状況へ影響していると推測されます。

６　令和４年度～令和６年度の取組から見えてきたこと

市では、「盛岡市ごみ減量化行動計画（第３期）」に基づき、ごみ減量目標の達成に向け市民の皆さんの御協力をいただきながら様々な取組を推進してきました。

(1)　計画全体について

ア　家庭ごみの数値目標である、「資源を除く家庭ごみの排出量を令和８年度までに１人１日当たり11％（約55ｇ）減量（平成27年度実績比）」については、令和５年度実績で9.2％（46ｇ）減量の結果となり、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加等により、一時的に増加に転じていましたが、令和３年度以降は新たな生活様式の定着等により、前年比で減量が続き、令和５年５月以降の第５類感染症への移行後も順調に減量が続いています。

事業系ごみの数値目標である「事業系ごみ排出量を令和８年度までに11％（約4,900ｔ）減量（平成27年度実績比）」については、令和５年度実績で17.8％（7,628ｔ）の大幅な減量となっています。この減量は、令和元年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業活動が縮小したことによるものであると考えられましたが、第５類感染症へ移行した令和５年度においても、前年比で0.2％の増加にとどまっていることから、引き続き状況を注視し、事業系ごみの減量に取り組む必要があります。

イ　第３期の事業については、第４期計画においても大部分は継続して取り組みます。また、「食品ロスの削減」が世界的な問題となっていることを踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和４年３月中間見直しの「盛岡市一般廃棄物基本計画」に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定しており、引き続き重点的に取り組みます。

(2)　家庭ごみ対策について

ア　コミュニティ推進地区ごとのごみと資源の排出量や組成分析のデータの結果等を広報や懇談会等を通じて情報提供を行っています。今後、地区別データの活用事例の取りまとめや紹介によって地域主体の取組の促進を図ります。また、分別区分等が守られていないごみの対応などについては、市と町内会・自治会等とが相談しながら、地域の実情に応じた具体的な解決策の提案や実施に継続的に取り組みます。

イ　可燃ごみの中に「プラスチック製容器包装」及び「古紙」が一定割合混入している状況が確認されています。今後、ごみ排出状況の改善に向けて、広報もりおかや市公式ホームページ、地域懇談会等、あらゆる機

会を通じて市民により理解していただくよう、分かりやすい啓発活動に取り組む必要があります。

(3)　事業系ごみ対策について

令和２年度から、資源化可能な事業系古紙類のクリーンセンターへの搬入規制を実施しています。同年度に行った、収集運搬許可業者及び資源回収業者への聞き取り調査では、多くの業者が、可燃ごみへの古紙の混入が減少したように感じていることや、資源化ルートに乗った古紙が増えているように感じていることが確認されました。搬入規制前の調査では古紙類が２割程度混入しているという結果でしたが、令和５年度に行った搬入物調査では、１割程度まで減少しており、引き続き搬入規制に取り組む必要があります。

また、地区別データの分析から、「商業地域タイプ」の地域において、事業者が家庭のごみ集積場所へ廃棄物を排出している状況が分かってきています。

今後も、事業者に対する資源化に向けた情報提供を継続して行うとともに、搬入物調査の拡充や違反事業者に対する指導を強化する必要があります。

第３　知ることがごみ減量の第一歩

１　ごみ出し三原則を守りましょう

私たちの快適な環境を守るためには、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築など、行わなければならないことがたくさんあります。これらのひとつとして３Ｒの推進（リデュース：ごみの発生を抑制する。リユース：要らなくなったものを再利用・再使用する。リサイクル：残ったものは分別し再資源化する。）が必要です。３Ｒを推進していく上で、ごみそのものの排出量を減らすことが重要です。さらに、地域コミュニティの一員として、基本的なルールを改めて知り、一人ひとりが実践し、行動することが住みよい環境とごみの減量につながります。

１　決められた品目を分別して出しましょう！

★「ごみから資源を分ける」という意識から、まずは「資源を分けて残ったものがごみになる」という意識への転換を！

２　決められた日の決められた時間までに出しましょう！

★指定日の朝決められた時間までに（盛岡・玉山地域：８時 30 分、都南地域：８時）出しましょう。収集日はごみの収集カレンダーで確認を！

３　決められた場所へ出しましょう！

★ごみ集積場所はお住まいの地域の町内会・自治会等が維持管理しています。間違った集積場所を利用すると、地域の方に迷惑がかかります。

２　ルールを守らなければどうなるでしょう？

ごみは自分の目の前からなくなったら終わりではありません。ルール違反のごみがごみ集積場所に出された場合、ごみ収集業者は、すぐには収集せずにそのごみにステッカーを貼り、ごみを出した方に一度持ち帰っていただき、正しく分別して出し直すよう啓発を行います。収集されず残されることになるため、ごみ集積場所が狭くなって、他のものが出しにくくなったり、違反者に直接指導する労力がかかるなど、維持管理をする町内会・自治会の方に大きな負担となります。

「自分だけはいいや」という自分勝手な行動が周囲の迷惑になりますので、ごみ出し三原則を守ることが重要です。また、資源の分別が十分にされずに

排出されることで、本来資源として有効利用できるものが焼却・埋立処理され、資源の循環的利用ができないという「もったいない」ことになります。環境負荷を減らすため、一人ひとりが責任を持って取り組む必要があります。

３　盛岡市の目指す姿へ

ごみに関わるルールを市民一人ひとりが知り、毎日の生活の中で実践していくことが、盛岡市総合計画に掲げる盛岡市の目指す姿につながります。

◆ステップ１
「知る」ことが第一歩

ごみ出し三原則のルールを知る

分別ルールを知る

◆ステップ２
一人ひとり行動を起こそう！

ごみ集積場所の利用ルールを守る（正しい分別、出す日時、出す場所）

分別を実践する（資源を無駄にしない）

◆ステップ３
30万人市民の行動へ！

住みよいきれいなまちへ

ごみ減量・資源再利用の推進

一般廃棄物処理基本計画の基本理念

廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成

盛岡市総合計画の施策

環境の保全・創造

盛岡市総合計画に掲げる将来像

輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡

第４　ごみの減量に向けた取組（令和７年度～８年度）

施策一覧

１　重点施策（市民、事業者、市の取組）

(1) 食品ロス削減の取組
ア 各家庭における食品ロス削減
イ 事業者と連携した食品ロス削減
ｱ) 市内事業者及び市民団体との協力
ｲ) 県の実施事業の周知
ｳ) 情報収集
(2) 生ごみ減量の取組
ア 各家庭での取組の推奨
イ 都南地域における生ごみ分別収集の推進
ウ 大型生ごみ処理機の利用促進
(3) プラスチックごみ減量の取組
ア 家庭ごみへの混入割合と分別の周知
イ「プラスチック・スマート」の推進
ウ プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討

２　家庭ごみの減量について（市民、市の取組）

(1) 情報収集・実態把握
ア 地区別データの収集
(2) 啓発
ア 対象に合わせた排出ルール、分別ルール、3Rの周知啓発
イ 施設見学の促進
ウ 対象品目のわかりやすい周知
(3) 情報発信
ア 広報、ホームページ、スマートフォン向けアプリ等による情報発信
ｱ) 広報、ホームページ等を通じた情報発信
ｲ)「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」作成の工夫及び「ごみ分別辞典」の配布
ｳ) 社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成
イ イベントによる情報発信
ｱ) 環境イベントの開催
ｲ) もりおかエコライフ推進キャンペーン月間の実施

(4) 事業
ア 市民支援
ｱ) 資源集団回収の促進 ｲ) ごみ集積場所等整備事業補助の実施 ｳ) ごみ出しサポート事業の充実
イ 資源化手法の検討
ｱ) 紙製容器包装の収集方法改善の検討(盛岡地域) ｲ) 雑がみの回収促進、収集方法の改善 ｳ) 衣類の資源化の情報収集(盛岡地域) ｴ) プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討

３ 事業系ごみの減量について(事業者、市の取組)

(1) 収集運搬許可業者を通じた情報収集
(2) 啓発・情報発信
ア 適正処理の徹底、資源化の推進に向けた周知の工夫 イ 多量排出事業者の取組事例の紹介
(3) 指導・助言
ア 廃棄物処理施設における適正処理の指導 イ 情報収集に基づいた排出事業者への個別指導 ウ 古紙の資源化の推進

1　重点施策（市民、事業者、市の取組）

ごみの減量目標の達成に向けて実施する施策のうち、次の施策に重点的に取り組みます。なお、重点施策は家庭ごみ、事業系ごみ、どちらにも関わることや、食品ロス削減の取組及び生ごみ削減の取組は、「３きり」（「使いきり」「食べきり」「水きり」）が基本になることを踏まえて、施策を横断的に取り組むものとします。

(1) 食品ロス削減の取組

【盛岡市一般廃棄物処理基本計画との関連】
「食品ロス削減に向けた取組の推進」として重点施策に位置付けられています。

市民、事業者、市等の多様な主体が食品ロス削減を「じぶんごと」として捉え、相互に連携・協力し、実践行動に結びつけることができるよう、次のとおりスローガンを定め取り組みます。

「もったいない」意識でなくそう食品ロス！

ア 各家庭における食品ロス削減

- 可燃ごみ組成分析調査結果における食品ロスの割合を示し、現状を周知します。また、毎週日曜日の「冷蔵庫お片付けデー」、環境省が紹介している「食品ロスダイアリー」、消費期限と賞味期限の正しい考え方などについて周知し、食品の「使いきり」を促進します。
- 10月の「食品ロス削減月間」にあわせて、盛岡市におけるごみ減量・資源再利用への取組に関する協定者と連携し、食品ロス削減の取組について啓発活動を行います。
- 小学生３・４年生の社会科補助教材「ごみとわたしたち」に、食品ロスに関する内容を掲載し、食品ロスというキーワードの周知を図ります。
- 各種イベントにおいて、フードドライブを実施し、未利用食品の廃棄量削減に努めます。

コラム①　食品ロスは計量するだけで減らせる？

平成 29 年度に消費者庁が行った実証実験[3)]では、毎日の食品ロス量を計量すると、自然と食品ロスを減らす行動につながる効果が示されています。１人１日あたり約 11g の食品ロス削減につながります。

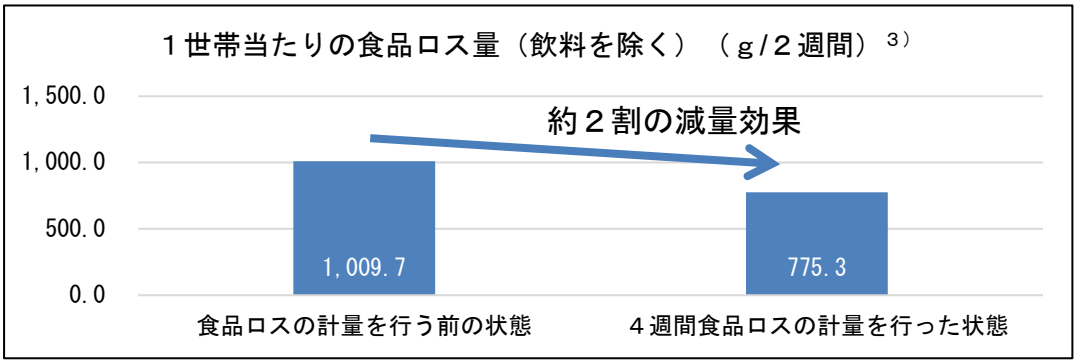

3）消費者庁（2018）「平成 29 年度徳島県における食品ロス削減に資する取組の実証業務報告」

コラム②　食品ロス量集計の便利ツール「食品ロスダイアリー」

環境省では、家庭で発生した食品ロス量の集計に役立つ「食品ロスダイアリー」を公開しています[4)]。単純に発生量を集計できるだけではなく、金額換算を行うこともできるため、お財布にやさしい生活にもつながります。

4）環境省「７日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」からの抜粋

コラム③　実践行動につなげよう！「冷蔵庫お片付けデー」

食品ロスの計量とともに、能動的に食品ロスを減らす行動を行うことも大切です。毎週日曜日を「冷蔵庫お片付けデー」とし、食品の「使いきり」に取り組むことを提案します。計量と能動的な取組を組み合わせることで、食品ロスの削減効果は約４割に達することが示されています。

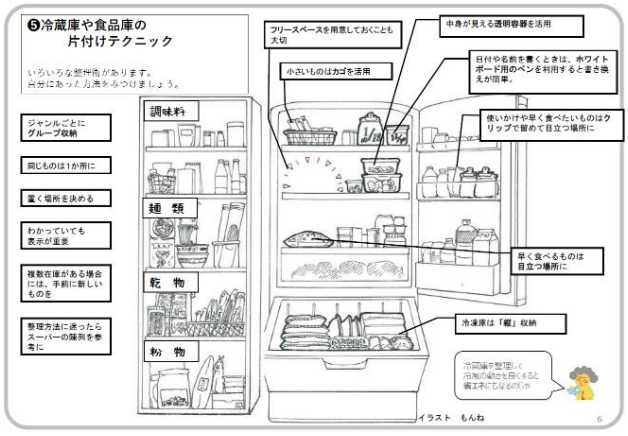

消費者庁「食品お片付け・お買い物マニュアル」からの抜粋

イ 事業者と連携した食品ロス削減

ｱ）市内事業者及び市民団体との協力

- 10月の「食品ロス削減月間」を中心とした周知活動を行います。
- 盛岡市におけるごみ減量・資源再利用への取組に関する協定締結者の取組について市公式ホームページ等を用いて周知します。
- 外食時等の「食べきり」に向け、忘新年会シーズン等に「もったいない・いわて☆食べきり協力店」を中心に、宴会時における3010運動の実践や外食時の適量注文を呼びかけます。
- 賞味期限切れ等により廃棄される食品の削減を目的に、市内小売店等と協力し「手前どり」の呼びかけを実施します。

ｲ）県の実施事業の周知

県が実施する「もったいない・いわて☆食べきり協力店制度」及び「エコショップいわて認定制度」を周知します。

ｳ）情報収集

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（事務局：福井県）を通じて他自治体における先進事例の情報を収集し、更なる取組を研究します。

コラム④　もったいない・いわて☆食べきり協力店とは？

岩手県では、食品ロス削減を目指し、県内で営業する飲食店や宿泊施設（ホテル・旅館等）で食べ残しの削減等に取り組む事業者を「もったいない・いわて☆食べきり協力店」として登録しています。令和６年７月３日現在で、市内の事業者については 35 店舗登録されています。[5)]

【登録の要件】[6)]

1　小盛メニュー等の導入

2　ポスターの掲示や呼びかけ等による普及啓発活動の実践

3　上記以外の食べ残しを削減する取組の実践

5）岩手県「もったいない・いわて☆食べきり協力店登録店舗一覧表」からの集計

6）岩手県（2017）「もったいない・いわて☆食べきり協力店登録実施要領」

コラム⑤　３０１０運動とは？

長野県松本市が考案した取組で、宴会の際に、乾杯後の 30 分間とおひらきの 10 分間は、料理を楽しむ時間にする運動です。食品の「食べきり」に貢献できる取組として広く実践を呼びかけます。

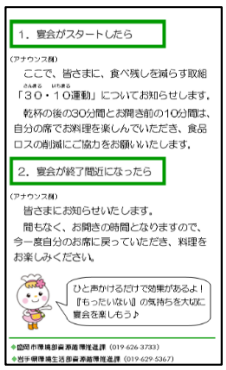

(2) 生ごみ減量の取組

ア 各家庭での取組の推奨

可燃ごみの重量の約半分を占める生ごみを減らすため、各家庭で手軽に取り組め、環境負荷や経済的負担が少なく効果がある方法として「水きり」等の実践を推奨し、減量効果を具体的に示しながら周知を図ります。

また、生ごみが発生しないようなライフスタイルを定着させるため、食材の計画的購入、使いきり、生ごみを発生させないエコクッキングやあまりもの活用メニューの提案、食べきりの推奨を行います。

加えて、生ごみ堆肥化の実践が可能な世帯を対象に、ダンボールコンポスト講座を開催し、実践者の取組紹介などによる利用の拡大や、小学校におけるダンボールコンポストを活用した資源循環体験学習を継続し、子どもたちの環境意識の高揚を図るとともに、各家庭への波及効果をねらいます。

コラム⑥　取り組もう！生ごみの減量

Ａ　濡らさない、乾燥させる

野菜や果物は洗う前に皮をむくことで、余分な水分を含ませないようにしたり、干して乾燥させたりすることで、減量することができます。また、生ごみに含まれている水分がなくなることで、臭いも抑えられます。

Ｂ　手しぼり

可燃ごみの 40～50％を占める生ごみの減量には、生ごみの「水きり」が非常に有効です。これまでに市で生ごみの水きりの調査を行った結果、手しぼりをすることで、１人１日当たり 5.2～49.4 ｇの生ごみを減量できることが分かっています。

Ｃ　堆肥にする

ダンボールやプランターに腐葉土やピートモスなどを入れ、微生物の力で生ごみを分解し、熟成させて堆肥にします。できた堆肥は栄養豊富で、家庭菜園などに最適です。

イ 都南地域における生ごみ分別収集の推進

都南地域では、ごみ集積場所から生ごみを収集し、堆肥化しています。収集量の減少が続いていることから、可燃ごみ収集量との相関について調査・分析を行うとともに、身近な問題として捉え分別行動につながるよう、都南地域の３地区（見前、飯岡、乙部）の可燃ごみに含まれる生ごみの割合を具体的に該当地区に示し分別推進を呼びかけます。

盛岡及び玉山地域の生ごみは、可燃ごみとして焼却していますが、資源化の方法や生ごみの重量減少の方法について、調査・研究を進めます。

ウ 大型生ごみ処理機の利用促進

盛岡地域では、西青山地区に大型生ごみ処理機を設置し、生ごみの資源化のモデル事業に取り組み、できた堆肥は、小学校の菜園や地域の植栽に活用するなど、地域循環型の生ごみ処理を行っています。また、小学校の社会科見学の場としても利用されています。市民に対する生ごみ減量・資源化の啓発材料とするため、設置地区の取組の成果を、発信します。

- 中野地区……事業終了（平成19年４月～平成29年９月）
- 仙北西地区……事業終了（平成23年12月～令和４年３月）
- 北厨川地区……事業終了（平成26年12月～令和５年９月）
- 西青山地区……実施中（平成30年４月～）

(3) プラスチックごみ減量の取組

ア 家庭ごみへの混入割合と分別の周知

資源化可能なプラスチック製容器包装や店頭回収品目（ペットボトル、食品トレイ、卵パック等）の家庭ごみ混入割合について、組成分析調査結果を示し、分別の徹底を周知啓発します。

イ 「プラスチック・スマート」の推進

世界的なプラスチックごみの問題の解決に向けて、個人・自治体・ＮＧＯ・企業・研究機関等の幅広い主体が連携協働して取組を進めていくことが必要となっています。ポイ捨て撲滅や、不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制などの"プラスチックとの賢い付き合い方"を推進し、プラスチックごみの削減につながる具体的な取組事例や市内一斉清掃などの取組をホームページや広報等により、市内外に発信していきます。

ウ プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラスチックごみの資源化について、他都市が実施している分別や資源化の取組状況等を踏まえ、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収について検討します。

２　家庭ごみの減量について（市民・市の取組）

【盛岡市一般廃棄物処理基本計画との関連】
「家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細やかな周知啓発」として重点施策に位置付けられています。

(1) 情報収集・実態把握

ア 地区別データの収集

市民に、「ごみ」は他人事ではなく自分が関わる問題であるという意識を持ってもらうため、コミュニティ推進地区ごとの「排出量データ」、「組成分析」等のごみの排出実態に係る各種データを収集し、ごみ減量・資源再利用懇談会、きれいなまち推進懇談会、町内会等の説明会において示します。また、地域や家庭での優良取組事例を収集し、地区別データと組み合わせながら情報共有を行うことで、焦点を絞った啓発と実践行動の促進に取り組みます。

(2) 啓発

ア 対象に合わせた排出ルール、分別ルール、３Ｒの周知啓発

ごみ減量・資源再利用意識を育み、継続することで定着が図られるよう、幼稚園・保育園・小学校等を対象とした啓発教室や、大学生、専門学生、外国人留学生、高齢者を対象に年代や背景に合わせた説明会を実施するほか、各町内会で開催される説明会では、「地区別データ」を活用した地域の排出実態に応じた説明を行います。また、ごみ排出のルール違反を改善するため、説明会等において「ごみ出し三原則」と「資源分別のルール」の周知啓発を図るほか、アパート等の入居者のごみ出しマナーを改善するため、不動産管理会社、大学等の協力を得ながら、適正な排出につながるよう、周知啓発を強化します。

イ 施設見学の促進

ごみ処理の現状を理解し、ごみの減量・分別に対する市民の意識を高めるため、クリーンセンターなどの焼却施設やリサイクルセンターなどの分別施設において、町内会等団体や小中学生の見学を積極的に受け入れます。また、動画を活用した施設の紹介についても、引き続き取り組みます。

ウ 対象品目のわかりやすい周知

分別がわかりにくいとされる紙製容器包装について、排出時の混乱がなくなるよう具体的品目の例示による周知を行います。また、排出しやすいよう対象品目の見直しについても併せて検討します。

(3) 情報発信

ア 広報、ホームページ、スマートフォン向けアプリ等による情報発信

ｱ) 広報、ホームページ等を通じた情報発信

各家庭において、身近で手軽なごみ減量行動に取り組めるよう、「広報もりおか」、市公式ホームページ、環境部ホームページ「ecoもりおか」、スマートフォン向けアプリ「資源・ごみ分別アプリ」、市政ラジオやSNS等を通じて、ごみ減量や資源分別に係る具体的行動（分別のポイント、取り組みやすい方法、メリット、減量効果など）のほか、食品ロスの削減や「使いきり」「食べきり」「水きり」の「３きり運動」等による生ごみ減量の取組について情報発信や提案を行います。

ｲ) 「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」作成の工夫及び「ごみ分別辞典」の配布

市民の意識を「ごみの排出」から「資源の分別」へと変え、分別行動につながるよう、ごみ排出時に確認する「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」の工夫を図ります。作成に当たっては、市民の意見を取り入れ、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、きれいなまち推進協議会など市民団体の意見を聴き、改善を図りながら作成を進めます。また、市の分別ルールを守ってもらうため、転入者に「ごみ分別辞典」の配布による分別ルールの周知を継続して行うとともに、収集頻度や収集品目の変更などに併せて改善内容が市民に定着するよう、必要に応じて「ごみ分別辞典」の改訂、全戸配布による市民周知を行います。

ｳ) 社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成

子どもたちのごみ減量・資源再利用意識の定着や各家庭での取組が広がるよう、小学３、４学年の社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成し、内容の充実を図ります。また、子どもたちが将来にわたりごみ減量・資源再利用行動を実践する大人に成長するよう、小学校高学年・中学生を中心に「ごみ」を学ぶ機会を提供するなど、環境教育の継続性が図られるよう取り組みます。

イ イベントによる情報発信

ｱ) 環境イベントの開催

多くの市民が環境に対する意識を持つきっかけづくりとして、ごみ減量・資源再利用に積極的に取り組み、環境への負荷を軽減する行動を実践できるよう、市民参加型のイベントを開催し意識啓発を図るとともに、イベントの実施内容について、ホームページ等の活用や、きれいなまち推進協議会等と協力し情報発信します。また、感染症対策等の観点から

開催できない場合に備えて、動画等によるイベントの開催などの途切れない情報発信に努めます。

ｲ）もりおかエコライフ推進キャンペーン月間の実施

市民のごみ減量をはじめとしたエコライフへの取組の定着を目的に、７月のきれいなまち推進協議会主催の「違反ごみ撲滅キャンペーン」を核に、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、きれいなまち推進協議会及び市が一体となり、様々な取組を通じてエコライフの推進を訴えます。

(4) 事業

ア 市民支援

ｱ）資源集団回収の促進

少子高齢化による担い手不足を背景として、実施団体の数が縮小傾向にあることに加え、新型コロナウイルスの影響でさらに減少していることから、小中学校のクラブ活動、ＰＴＡ、老人クラブなど新規の実施団体獲得に向け、ＰＴＡ連合会、子ども会育成連絡協議会、老人クラブ連合会等への情報提供を行います。また、分別意識の向上や地域コミュニティの醸成の場である資源集団回収活動を継続してもらうため、回収量に応じた報奨金を交付します。さらに、資源集団回収優良団体の表彰、実施団体へのリヤカー貸出し、ストックヤード整備補助、ホームページでの情報提供などを行うほか、団体登録時のアンケートを活用し、活動の手助けとなる方法を探り、実施団体に対する支援策を随時検討します。

ｲ）ごみ集積場所等整備事業補助の実施

町内会・自治会が行うごみ集積場所やストックヤード整備を促進するため、経費の２分の１（ごみ集積場所は上限７万円まで。また、ストックヤードは上限10万円まで。）に相当する額を補助しながら、引き続き制度の周知に努めます。

ｳ）ごみ出しサポート事業の充実

盛岡地域では、高齢者や体が不自由な方を対象に、自宅を訪問し資源やごみを回収する「ごみ出しサポート事業」を行っています。今後も制度周知を継続し、サポートを必要とする世帯への支援を行うとともに、都南地域や玉山地域へのエリア拡大についても検討していきます。

イ 資源化手法の検討

ｱ）紙製容器包装の収集方法改善の検討（盛岡地域）

排出機会の向上のため、現在、拠点での回収を実施している盛岡地域については、収集方法の改善を含め、コストや手法について検討を進めます。

ｲ）雑がみの回収促進、収集方法の改善

可燃ごみに多く含まれている雑がみ（菓子箱やＯＡ紙等）に対する市民の資源化意識を高め、分別行動につなげるため、各家庭で取り組みやすい分別アイディアなどを例示し、回収促進を図ります。また、雑がみについて、盛岡地域古紙（雑誌・その他の紙）、都南地域古紙（雑誌）となっている収集区分について、市民の分別意識が働きやすいよう収集方法や周知方法の改善を図ります。

ｳ）衣類の資源化の情報収集（盛岡地域）

可燃ごみの減量と併せて資源化を進めるため、衣類の資源価値や収集方法、資源化ルート、コストなどの調査を行います。また、市民に身近な資源化の取組である資源集団回収において、衣類の回収を促進するために、衣類を取り扱っている資源回収業者の情報をホームページ等を活用し周知します。

ｴ）プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラスチックごみの資源化について、他都市が実施している分別や資源化の取組状況等を踏まえ、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収について検討します。

３　事業系ごみの減量について（事業者・市の取組）

【盛岡市一般廃棄物処理基本計画との関連】
「資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制」及び「適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制」として重点施策に位置付けられています。

(1) 収集運搬許可業者を通じた情報収集

クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける搬入物調査等を活用し、収集運搬許可業者へ委託元の事業者から排出されるごみの内容について聞き取りを実施し、集めた情報から排出事業者の絞り込みを行い、ターゲットを絞った指導に活用します。

(2) 啓発・情報発信

ア 適正処理の徹底、資源化の推進に向けた周知の工夫

市ホームページの内容を充実させ、適正処理、ごみ減量・資源化の推進を図ります。また、搬入物調査で得られた情報をもとに事業者向けの啓発物を作成し、関係機関と連携して指導を行います。加えて、事業者の自主的な資源化を促進するため、市内の資源回収業者を紹介するなど、事業者が資源化に取り組むことのメリットが生じる手法を提案します。

イ 多量排出事業者の取組事例の紹介

多くの事業者のごみ減量・資源化の取組につなげるため、多量排出事業者の中で、ごみ減量・資源化が進んでいる事業者の協力を得て、先進的な事例を調査し、紹介することで他事業者への啓発を図ります。

(3) 指導・助言

ア 廃棄物処理施設における適正処理の指導

搬入できないごみの確認、資源化の推進を図るため、クリーンセンター及びリサイクルセンターに搬入される廃棄物の抜き打ちの確認調査を継続して実施し、違反業者に対しては排出事業者、許可業者ともに、指導や助言を行います。

イ 情報収集に基づいた排出事業者への個別指導

情報収集によって、分別が徹底されていない状況や、家庭ごみのごみ集積場所に排出されている状況が確認された場合は、違反事業者に対して指導や助言を行います。また、事業系ごみ排出量の17%（令和５年度実績）を占める多量排出事業者に提出を義務付けている減量等計画書及び実施状況報告書の内容を精査し、計画と実績の乖離がみられる事業者

や排出量の増加が顕著な事業者に対し、分別状況を確認し、直接指導を実施します。

ウ 古紙の資源化の推進

盛岡地域において、資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制を継続して実施し、違反事業者に対しては指導や助言をし、事業者の自主的な資源化について周知・啓発を徹底します。（都南地域は、令和５年度から盛岡・紫波地区環境施設組合が古紙類の搬入規制を開始。）

4　施策、効果を計る指標、スケジュール

■　重点施策

施策	実施スケジュール（予定）		効果を計る指標
(1) 食品ロス削減の取組	R7	R8	
各家庭における食品ロス削減 事業者と連携した食品ロス削減	情報収集・発信 周知啓発		①可燃ごみ収集量 ②可燃ごみ組成における食品ロス含有率 ③食べきり協力店の参加店舗数
(2) 生ごみ減量の取組	R7	R8	
各家庭での取組の推奨	周知啓発		可燃ごみ組成における生ごみ含有率
都南地域における生ごみ分別収集の推進	実態把握・周知啓発		
大型生ごみ処理機の利用促進	利用促進・周知啓発		①投入量 ②成果の発信回数
(3) プラスチックごみ減量の取組	R7	R8	
家庭ごみへの混入割合と分別の周知	周知啓発		①収集量 （行政収集＋資源回収＋店頭回収） ②可燃ごみ組成におけるプラスチック製容器包装含有率
「プラスチック・スマート」の推進	情報発信		
プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討	調査・研究		―

■　家庭ごみの減量について（市民・市の取組）

施策	実施スケジュール（予定）		効果を計る指標
(1) 情報収集・実態把握	R7	R8	
地区別データの収集	情報収集・分析		―
(2) 啓発	R7	R8	
対象に合わせた排出ルール、分別ルール、３Ｒの周知啓発	啓発教室・説明会の実施、開催の周知		①可燃ごみ排出状況調査結果 ②説明会等開催回数及び参加人数 ③説明会参加者の理解度
施設見学の促進	見学の積極的受入、見学ツアーの実施		
対象品目のわかりやすい周知	周知啓発		―

(3)情報発信			
ア 広報、ホームページ、スマートフォン向けアプリ等による情報発信	R7	R8	
広報、ホームページ等を通じた情報発信	情報発信		
「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」作成の工夫及び「ごみ分別辞典」の配布	内容の改善 全世帯配布		①市民理解度 ②啓発回数
社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成	冊子作成等		
イ イベントによる情報発信	R7	R8	
環境イベントの開催	イベント開催		イベント来場者数
もりおかエコライフ推進キャンペーン月間の実施	キャンペーンの実施		違反ごみ件数
(4)事業			
ア 市民支援	R7	R8	
資源集団回収の促進	報奨金交付等の支援等		①登録団体数 ②実施回数
ごみ集積場所等整備事業補助の実施	補助実施、制度周知		補助件数
ごみ出しサポート事業の充実	事業実施、制度周知		ごみ出しサポート利用者数等
イ 資源化手法の検討	R7	R8	
紙製容器包装の収集方法改善の検討（盛岡地域）	改善策の決定、実施		①収集量 （行政収集＋資源回収＋店頭回収） ②可燃ごみ組成における古紙含有率
雑がみの回収促進、収集方法の改善	関係団体との協議、 周知啓発		
衣類の資源化の情報収集（盛岡地域）	情報収集 集団回収への誘導		―
プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収の検討	調査・研究		―

■　事業系ごみの減量について（事業者・市の取組）

施策	実施スケジュール（予定）		効果を計る指標
(1)　収集運搬許可業者を通じた情報収集	R7	R8	
収集運搬許可業者を通じた情報収集	情報収集		—
(2) 啓発・情報発信	R7	R8	
適正処理の徹底、資源化の推進に向けた周知の工夫	周知啓発		搬入検査時違反件数
多量排出事業者の取組事例の紹介	情報収集・発信		—
(3)指導・助言	R7	R8	
廃棄物処理施設における適正処理の指導	廃棄物処理施設での確認調査		搬入検査時違反件数
情報収集に基づいた排出事業者への個別指導	事業者への訪問指導		訪問指導件数
古紙の資源化の推進	事業系古紙の資源化誘導		一事業者当たりのごみ量

■　スケジュールの見直しについて

本計画の計画期間は、令和７年度～令和８年度までの２年間を予定し、取組を定めています。

■　計画推進の流れ

(1)　家庭ごみの減量に関すること

資源とごみについての現状や課題を市民一人ひとりが「じぶんごと」として感じてもらうため、コミュニティ推進地区ごとの地区別データ（人口情報等、１人１日当たりの家庭ごみ排出量、組成分析調査の結果）を収集し、懇談会、説明会、会議等において示し、焦点を絞った啓発と実践行動の促進に取り組みます。

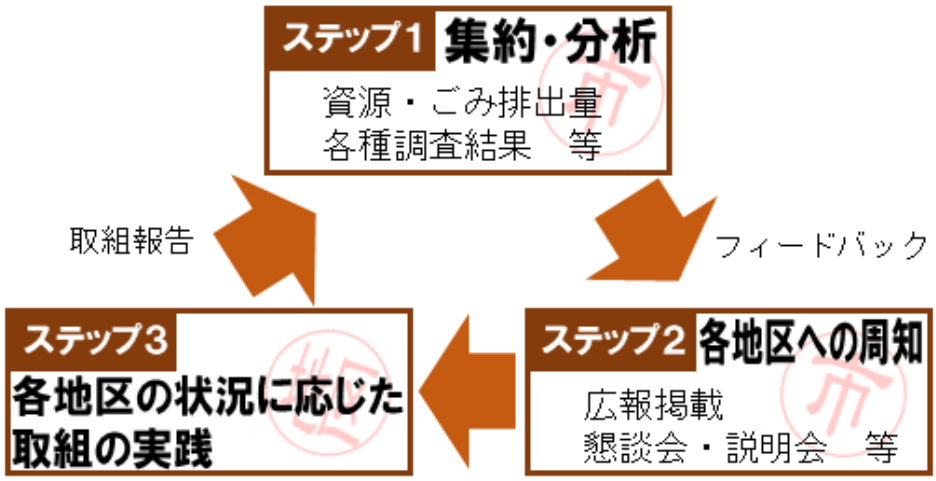

(2)　事業系ごみの減量に関すること

事業者から排出されるごみについて、処理施設での搬入物調査における収集運搬許可業者からの聞き取りや、事業者への直接訪問、多量排出事業者から提出される計画書・報告書等により情報を収集し、事業系ごみの適正排出に向けた指導・助言を行います。
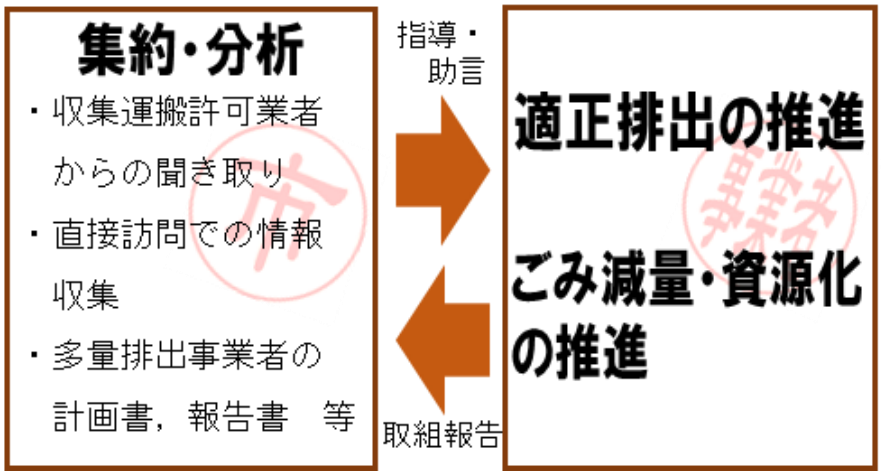
また、ごみ減量・資源化の取組を広げるため、先進的な事例を調査し、紹介を行うことで他事業者への拡大を図ります。